

平成 29 年（ヨ）第 2 号 玄海原発再稼働禁止仮処分申立事件

債権者 長谷川 照 ほか

債務者 九州電力株式会社

補充書面 32

債務者準備書面 12 への反論（使用済み燃料ピットの危険性及びテロ対策）

2017（平成29）年10月30日

佐賀地方裁判所 民事部御中

債権者ら訴訟代理人

弁 護 士 板 井 優

弁 護 士 河 西 龍 太 郎

弁 護 士 東 島 浩 幸

弁 護 士 椛 島 敏 雅

弁 護 士 田 上 普 一

外

第1 使用済燃料ピットの危険性に関する債務者の主張の概要

債務者準備書面12の第3第4項（使用済燃料貯蔵設備）における債務者の主張の概要は以下のとおりである。

- ① 使用済燃料について原子炉格納容器のような「堅固な施設」による閉じ込めを必要としないこと
- ② 使用済燃料は冠水状態を維持していればその安全性に問題はないことから、使用済燃料ピット水冷却設備は耐震重要度分類においてSクラスに分類される設備ではないこと
- ③ 万一の事故を想定し取り出し後の使用済燃料を使用済燃料ピット内で分散して配置することとしていること

以下、各主張に対し反論する。

第2 災害が万が一にも起こらないための必要な対策が講じられていないこと

1 使用済み燃料が堅固な施設によって囲い込まれていないこと

- (1) 債務者は、使用済み燃料は、大気圧の下、約40℃以下に保たれた使用済燃料ピット水により、冠水状態で貯蔵されており、放射性物質を含む高温、高圧の水蒸気が瞬時に発生、流出するような事態はおよそ起こり得ないから、「堅固な施設」による閉じ込めを必要としないと主張する（債務者準備書面12・13頁）。
- (2) しかし、債務者は、この点についての債権者ら補充書面23における債権者らの主張にあえて反論していない。

すなわち、債権者らの主張は、使用済み燃料の冠水状態が維持できなくなった場合に放射性物質の放出を防がなければならないところ（閉じ込める機能の確保）、外部からの脅威（原子炉建屋の爆発等に伴うがれき等の飛来、竜巻、航空機落下等）により使用済み燃料ピットあるいは使用済み燃料が直接損傷するなど注水機能の喪失以外の原因によって冠水状態が維持できなくなるような

事態が生じないようにすべく堅固な施設によって防御を固められる必要があるというものである。

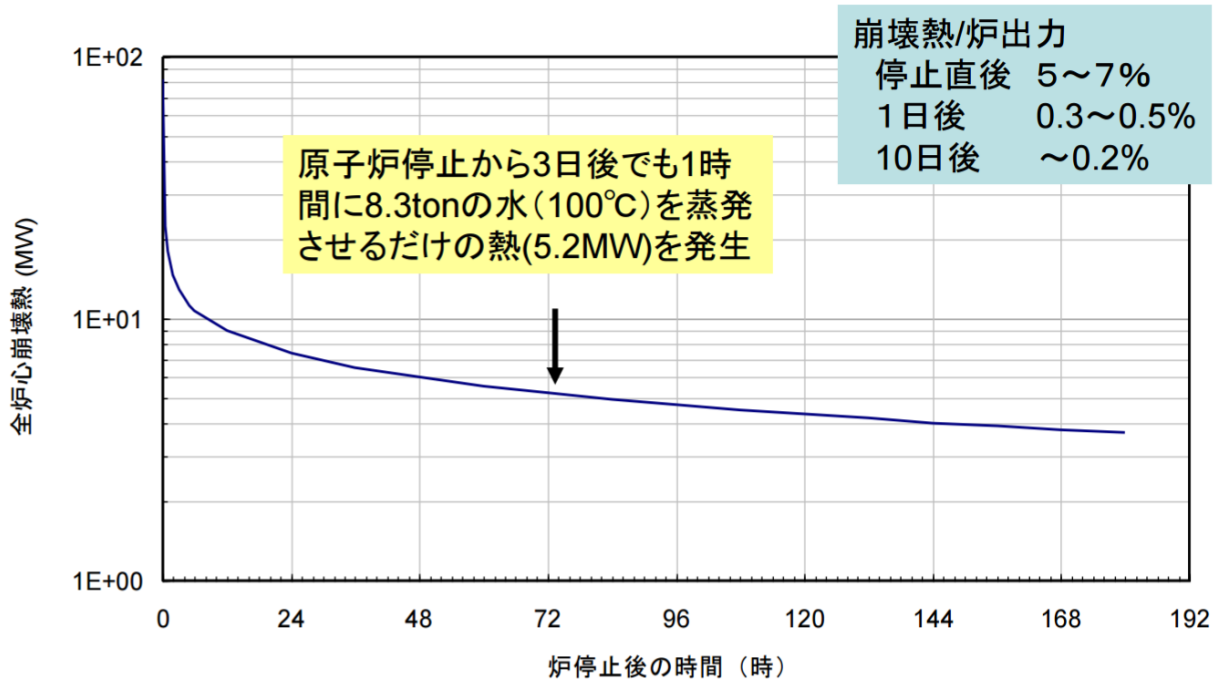
したがって、冠水状態にあることを前提にした新規制基準の考え方（乙 21 号証・182～183 頁）が明らかに誤っており、これを引き写したに過ぎない債務者の上記主張は、およそ債権者らの主張に対する反論となっていない。

債務者は、「竜巻に対する安全性等を確認している」と抽象的に述べるのみで（債務者準備書面 12・13 頁）、具体的な主張、疎明はない。

- (3) また、そもそも、崩壊熱は、原子炉停止から 1 日後には 0.5%、100 日後には 0.1%のように減少するが、元の値が膨大であるだけに 0.1%といっても依然かなりの発熱量に相当する。この崩壊熱を除去しなければ使用済燃料が損傷し、大量の放射性物質が放出されてしまうし、過熱によるジルコニウム火災の危険性も生じるのである。

下図は、原子力規制委員会の委員長に就任する前の田中俊一氏の講演資料（甲 A440 号証・4 頁）から抜粋した、崩壊熱の時間変化を表したものである。

原子炉の崩壊熱



原子炉停止からの全炉心崩壊熱の時間変化 (福島第一原子力発電所1号機)

このように、田中俊一氏も「原子炉停止から3日後でも1時間に8.3トンの水(100℃)を蒸発させるだけの熱(5.2MW)を発生」と崩壊熱の危険性について正面から言及していたのである。

債務者の主張は、このような使用済燃料の崩壊熱の危険性を軽視しているというほかない。

2 使用済み燃料貯蔵施設の冷却設備の耐震脆弱性

債務者は、使用済燃料は冠水状態を維持していればその安全性に問題はないことから、使用済燃料ピット水冷却設備は耐震重要度分類においてSクラスに分類される設備ではない、と主張している。

しかし、かかる主張もまた、1(3)で述べたように、使用済燃料の崩壊熱の危険性を軽視していると言わざるを得ない。

債権者らが補充書面 10 で述べたとおり、福井地裁決定（甲 A270 号証）も指摘するように、地震が基準地震動を超えるものでなくても、冷却設備が損壊する具体的危険性がある。

したがって、債務者の主張は、使用済み核燃料について、「閉じ込める」機能に加え、「冷やす」機能も確保していないと述べているのと同視できるのであって、債務者の主張と疎明によって安全性が確保されているということではできないというべきである。

3 稠密化された使用済み燃料貯蔵施設の危険性

債務者は、万一の事故を想定し取り出し後の使用済燃料を使用済燃料ピット内で分散して配置することとしている旨主張している。

しかし、万一の事故の場面に限らずとも、冷却の効果を高めるために使用済燃料を分散して配置することはごく当然である。債権者らが主張しているのは、そのような分散にも限界があり、本件原発の再稼働によって使用済燃料が増加すればするほど（甲 A441 号証）、稠密化することの問題である。

したがって、債務者の上記主張は、債権者の主張に対する反論としては失当というほかない。

第3 債務者がテロ対策に対する反論を行っていないこと

債権者らは、補充書面 11 に続き補充書面 24 においても、重ねて債務者のテロ対策の問題点を具体的に指摘した。しかし、これに関する反論を、債務者は準備書面 12 において全く行っていない。

債務者としては、テロを含む犯罪の予防及び鎮圧は警察の責務とされているから、債権者らの主張には理由がないと主張するものと考えられるが（債務者準備書面 6）、このような債務者の主張は、テロが起きた場合あるはその兆候が見られた場合に、債務者が本件原発を放り出して逃げてしまうと主張しているに等しく、本件原発について災害が万が一にも起きないように稼働させる責任を放棄してしまっている。

したがって、本件原発はテロに対して無防備な状態であると言え、債務者による本件原発の再稼働は債権者らの人格権を侵害する危険性がある。

以上